

定款の施行に関する規則

2026年3月25日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、定款第5条第2項の規定に基づき、定款の施行に関して必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 投資助言・代理業 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）第28条第3項に規定する投資助言・代理業をいう。
- (2) 投資運用業 金商法第28条第4項に規定する投資運用業をいう。
- (3) 投資法人資産運用業 投資運用業のうち金商法第2条第8項第12号イに掲げる行為を業として行うことをいう。
- (4) 投資一任業 投資運用業のうち金商法第2条第8項第12号ロに掲げる行為を業として行うことをいう。
- (5) 投資信託委託業 投資運用業のうち金商法第2条第8項第14号に掲げる行為を業として行うことをいう。
- (6) ファンド運用業 投資運用業のうち金商法第2条第8項第15号に掲げる行為を業として行うことをいう。
- (7) 投資助言・代理業者 以下に掲げる者をいう。
 - ア 金商法第29条の規定に基づき、投資助言・代理業の登録を受けた者
 - イ 金商法第33条の2及び第33条の8第1項の規定に基づき投資助言・代理業を行う信託銀行
 - ウ 金商法第33条の2の規定に基づき投資助言・代理業を行う登録金融機関
- (8) 投資運用業者 以下に掲げる者をいう。
 - ア 金商法第29条の規定に基づき、投資運用業の登録を受けた者
 - イ 金商法第33条の2及び第33条の8第1項の規定に基づき投資運用業を行う信託銀行
- (9) 投資法人資産運用業者 投資運用業者のうち、金商法第2条第8項第12号イに掲げる行為を業として行う者をいう。
- (10) 投資一任業者 投資運用業者のうち、金商法第2条第8項第12号ロに掲げる行為を業として行う者をいう。
- (11) 投資信託委託業者 投資運用業者のうち、金商法第2条第8項第14号に掲げる行為を業として行う者をいう。
- (12) ファンド運用業者 投資運用業者のうち、金商法第2条第8項第15号に掲げる行為を業として行う者をいう。

- (13) 委託者非指図型運用業者 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。以下「投信法」という。）第 47 条に規定する委託者非指図型投資信託の受託者となる信託会社等（信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 3 条又は第 53 条の規定に基づき免許を受けた信託会社又は信託業務を営む金融機関をいう。）をいう。
- (14) 正会員 定款第 7 条第 1 項第 1 号に規定する正会員をいう。
- (15) 投資運用会員 定款第 7 条第 2 項に規定する投資運用会員をいう。
- (16) 投資助言・代理会員 定款第 7 条第 2 項に規定する投資助言・代理会員をいう。
- (17) 賛助会員 定款第 7 条第 1 項第 2 号に規定する賛助会員をいう。
- (18) 入会 定款第 8 条第 1 項に規定する理事会の承認を受け、一般社団法人資産運用業協会（以下、「本協会」という）の会員資格を取得することをいう。
- (19) 退会 会員が自らの意思で本協会の会員資格を放棄することをいう。
- (20) 正会員代表者 定款第 10 条第 1 項に規定する正会員代表者をいい、本協会に対する代表者として正会員の権利を行使し、義務を履行する者をいう。
- (21) 代理者 定款第 10 条第 1 項に規定する代理者をいい、正会員代表者の代理として、その権利を行使し、義務を履行する者をいう。
- (22) 事務連絡者 本協会との連絡事務を担当する者をいう。
- (23) 賛助会員代表者 定款第 10 条第 2 項に規定する賛助会員代表者をいう。

第 2 章 会員資格の取得

（入会申込書）

第 3 条 定款第 8 条第 1 項に規定する正会員の入会申込書に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 商号、名称又は氏名（法人であるときは、法人の代表者（代表者が複数の場合は、全ての代表者）の氏名）
- (2) 法人であるときは、本店（外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所）の所在地、代表電話番号、資本金の額又は出資の総額又は持込資本金（資本金に対応する資産のうち国内に持ち込むものをいう。）（以下「資本金の額」という。）、設立年月日
- (3) 個人であるときは、住所及び電話番号
- (4) 登録を行っている業の種別（投資運用業、投資助言・代理業及び金商法第 28 条第 2 項に規定する第二種金融商品取引業の種別をいい、投資運用業にあつては、同法第 2 条第 8 項第 12 号イ若しくはロ又は第 14 号若しくは第 15 号に掲げる行為に係る業務の別、投資助言・代理業にあつては、同項第 11 号又は第 13 号に掲げる行為に係る業務の別をいう。以下同じ。）、登録番号及び登録年月日（委託者非指図型運用業者の場合は、免許を受けた業務、免許番号及び免許年月日）
- (5) 法人であるときは、役員（金商法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号の 2 に規定する役員をいう。第 4 条及び第 5 条において同じ。）の氏名、役職名、常務に従事している他の会社の商号、業務の種類又は他に営んでいる事業の種類、役職名
- (6) 投資運用業に関する金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）第 15 条の 4 に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。第 4 条及び第 5 条において同じ。）があるときは、その者の氏名及び役職名等
- (7) 役職員数

- (8) 直近の財務状況
 - (9) 投資運用関係業務（金商法第2条第43項に規定する投資運用関係業務をいう。以下同じ。）を委託する場合、委託先の商号、名称又は氏名及び委託する投資運用関係業務の内容
 - (10) 投資運用業に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、かつ、自己と密接な関係を有する者として金融商品取引法施行令第15条の4の2で規定する者に顧客の金銭又は有価証券を預託させないときにあつては、その旨（金商法第29条の2第1項第5号の2に掲げる事項）
 - (11) 他に事業を行っているときは、その事業の種類
 - (12) 定款第9条第1項各号に該当する事実等の有無及び該当がある場合の内容
 - (13) 法令等及び協会の定款その他協会の定める規則等を遵守するための態勢
- 2 定款第8条第1項に規定する賛助会員の入会申込書に記載する事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 法人の商号又は名称
 - (2) 本店（外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所）の所在地及び代表電話番号
 - (3) 資本金の額又は基本財産の額
 - (4) 法人設立年月日
 - (5) 会員が行う投資運用業及び投資助言・代理業等に関係のある業務の状況等
- 3 入会申込書は、定款の施行に関する規則に関する細則（以下「定款施行規則に関する細則」という。）に規定する方法及び様式により本協会に届け出るものとする。

（入会申込書の添付書類）

- 第4条 定款第8条第2項に規定する正会員（投資運用会員に限る。）の入会申込書の添付書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 定款の写し
 - (2) 登記事項証明書の写し又は電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第3条第1項に基づき指定を受けた者より取得した登記情報の写し
 - (3) 登録申請書の写し
 - (4) 投資運用業者にあつては、金商法第29条又は第33条の2の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けていることを証する登録済書の写し、委託者非指図型運用業者にあつては、信託業法（平成16年法律第154号）第3条若しくは第53条の規定に基づき免許を受けていることを証する免許書の写し、又はこれらに代わる書面
 - (5) 次のいずれにも該当しないことを証する書面（投資運用業者に限る。）
 - ア 金商法第29条の4第1項第1号（ニからへまでを除く。）のいずれにも該当しないこと
 - イ 役員及び重要な使用人について、金商法第29条の4第1項第2号のいずれにも該当しないこと
 - ウ 金商法第29条の4第1項第4号（ニを除く。）のいずれにも該当しないこと
 - エ 金商法第29条の4第1項第5号（ハを除く。）のいずれにも該当しないこと
 - (6) 業務の内容及び方法を記載した書面
 - (7) 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
 - (8) 役員及び重要な使用人の履歴書。なお、委託者非指図型運用業者にあつては、第6条に規定する代表取締役等、委託者非指図型投資信託に係る業務を所掌する取締役及び監査役に限る。

- (9) 役員及び重要な使用人が金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が本協会会長に誓約する書面（委託者非指図型運用業者にあつては、役員に限る。）
- (10) 特定関係者（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号。以下「金商業等府令」という。）第 9 条第 4 号に規定する特定関係者をいう。）の状況として同号イからへまでに掲げる事項を記載した書面（投資運用業者に限る。）
- (11) 投資運用業又は投資助言・代理業等を行っている支店又は営業所（以下「支店等」という。）の名称及び所在地（非居住者にあつては、連絡先及び主要営業所）を記載した書面
- (12) 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）
- (13) 純財産額（金商法第 29 条の 4 第 1 項第 5 号に規定する純財産額をいう。）を算出した書面
- (14) 主要株主（金商法第 29 条の 4 第 2 項に規定する主要株主をいう。）及び主要株主を含め保有する議決権の多い順に上位 10 名の株主について、当該議決権の保有割合を記載した書面（外国法人にあつては、主要株主に準ずる者について金商法第 29 条の 4 第 1 項第 5 号へに規定する確認が行われていることを証する書面又はこれに準ずる書面）
- (15) その他本協会が必要と認める書類

2 定款第 8 条第 2 項に規定する正会員（投資助言・代理会員に限る。）の入会申込書の添付書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書の写し又は電気通信回線による登記情報の提供に関する法律 第 3 条第 1 項に基づき指定を受けた者より取得した登記情報の写し
- (3) 登録申請書の写し
- (4) 金商法第 29 条又は第 33 条の 2 の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けていることを証する登録済書の写し
- (5) 業務の内容及び方法を記載した書面
- (6) 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
- (7) 取締役等及び重要な使用人の履歴書
- (8) 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）
- (9) 主要株主（金商法第 29 条の 4 第 2 項に規定する主要株主をいう。）及び主要株主を含め保有する議決権の多い順に上位 10 名の株主について、当該議決権の保有割合を記載した書面（外国法人にあつては、主要株主に準ずる者について金商法第 29 条の 4 第 1 項第 5 号へに規定する確認が行われていることを証する書面又はこれに準ずる書面）
- (10) その他本協会が必要と認める書類

3 定款第 8 条第 2 項に規定する賛助会員の入会申込書の添付書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第一種金融商品取引業を行う者（投資運用業者及び投資助言・代理業者を除く。）にあつては、金商法第 29 条の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けていることを証する登録済書の写し、登録金融機関（投資運用業者及び投資助言・代理業者を除く。）にあつては、同法第 33 条の 4 の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けていることを証する登録済書の写し、委託者指図型投資信託の受託会社である信託会社等にあつては、信託業務に係る認可を受けていることを証する認可書の写し、又はこれらに代わる書類

(2) その他本協会が必要と認める書類

(入会の拒否)

第5条 定款第9条第1項第4号に規定する定款施行規則に定める事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 刑事事件（微罪を除く。）の被疑者として逮捕され、又は被告人として訴追されたことがあること。
- (2) 納税に関し、犯則事件として調査を受け、告発されたことがあること。
- (3) 銀行取引停止等の処分を受けて取引上の信用を失ったことがあること。
- (4) 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、投資運用業又は投資助言・代理業の信用を失墜させるおそれがあると認められること。
- (5) 投資運用業又は投資助言・代理業に関し、顧客その他の関係者から重要な事項についての苦情が出され、その処理が終わっていないこと。
- (6) 定款第18条の規定による処分に係る弁明の手続きを行う通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に定款第17条の規定による届出をした会員（当該通知があった日前に金融商品取引業を廃止し、分割により金融商品取引業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた会員を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しない会員であること。
- (7) 上記（1）から（6）に準ずる事由により会員として相応しくないと認めるとき。

2 定款第9条第2項に規定する定款施行規則に定める事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項第1号から第3号に該当する事項が認められたとき
- (2) 反社会的勢力に該当し、又は次の①から⑤までのいずれかに該当すると認められるとき
 - ア 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - イ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ウ 自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - エ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - オ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) 自ら又は第三者を利用して次の①から⑤までの行為のいずれかに該当する行為をしたと認められるとき
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - オ その他本号アからエまでに準ずる行為

(正会員代表者等の資格要件)

第6条 正会員代表者は、原則として、第1号に該当する者とする。ただし、正会員の業容や組織形態等によっては、第2号及び第3号に該当する者も認められる。

- (1) 登記された当該会社を代表すべき取締役（当該会社を代表すべき執行役を含み、外国法人にあっては、当該社が定めた日本における代表者。以下「代表取締役等」という。）
- (2) 取締役（前号に掲げる取締役を除く。なお、当該会社を代表すべき取締役から委任状を本協会に提出した場合に限る。第3項において同じ。）
- (3) 執行役員であって、当該会社を代表すべき取締役から、本協会において代表権を行使するものとして委任された者